

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全員協議会	会議の場所	全員協議会室
		担当職員	山崎 浩久
日 時	平成 2 4 年 7 月 1 3 日（金）		
	開議 午前 1 1 時 0 0 分 閉議 午後 0 時 1 0 分		
出 席 委 員	議員 2 3 名（小島義秀議員、酒井安紀子議員、井上耕作議員欠席）		
執行機関出席者	まちづくり推進部長、まちづくり推進部理事、都市計画課長、都市計画課計画係長		
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、		
傍 聴	可・否	市民 0 名	報道関係者 0 名

会 議 の 概 要

○ 議長 開議 午前 1 1 時 0 0 分～

1 「亀岡市都市計画マスタープラン」について

まちづくり推進部より説明

○別紙「亀岡市都市計画マスタープランについて」に基づき説明。

- ・パブリックコメントは、市議会 4 会派を含めて 5 9 名の方から 1 3 6 件の御意見・御提言をいただいた。パブリックコメントに対する市の考え方について説明。
- ・詳細は、別紙「参考資料 1 都市計画マスタープラン改定原案に係るパブリックコメントにおいて寄せられた意見等への対応」に掲載。特に、市議会からの意見については、別紙「参考資料 2 都市計画マスタープラン改定原案に係るパブリックコメントにおいて寄せられた意見等への対応（市議会の会派からの意見抜粋）」に記載。また、意見番号 1、7、1 0 8 については「参考資料 3 パブリックコメントに対する修正」に修正内容をまとめている。

< 齊藤議員 >

意見番号 3 7 の農業者資格要件の見直しについて、検討となっているが前向きに検

討いただいているのか。

<まちづくり推進部長>

農地の取得要件については、50aから30aに引き下げになった。新規の農地を取得するには30a以上ないと取得できない。農地の荒廃等を抑止するという観点から農業委員会において30aが適正であると判断をされた。ただ、農家住宅を建築する際に必要な耕作証明は農家基本台帳に登録される農業者で借地でもよいので10a以上耕作されていれば、新規就農者であっても農家住宅という用途で新築は可能になる。

<齊藤議員>

農業委員会は耕作放棄地ができると言われる。たくさん農地を持っておられるところが手に負えなくなり、耕作放棄をされることが多い。一方、新規就農をやりたいとおっしゃる方で10aぐらいならできるがという意欲的な方でも、30aは多いので持てないという方もある。基準を下げれば耕作放棄がなくなるのではと考える。耕作放棄されるより、農地を小分けして、やりたい方に農業をしていただくのがよい。農業委員会に前向きに検討していただけたらと考える。

<まちづくり推進部長>

農業委員会の組織に属していないので、方向性の回答はできないが、ご意見は農地を取得するという話ではなく、新規就農者の住宅建設にかかる耕作規模要件を農業者の資格要件の見直しとして、30aから10aに緩和して見直せないかと理解した。市の考え方に記載している手続きが進められれば、新規に農業に従事される方も農業委員会として認めていくということになるのではないかと考えている。

<馬場議員>

コンパクトシティという考え方が引っかかっている。意見番号7について、「各地域における都市機能の集約拠点化」という表現がある。例えば、亀岡地区では、各旧町に小さな集会場があり、それをどう維持するか町周辺の皆さんは悩んでおられるが、それを集約拠点にするつもりなのか。一方、「歩いて暮らせるエリアを形成する。」とも記載されている。一般的に歩いて暮らせるエリアとは交通学会で言えば半径500メートル程度となる。そういう規模で生涯学習施設をつくっていくという積極的な意味があれば歓迎をするが、どうか。

また、市として地域拠点を決めても、地元では違うという問題も出てくる。その場合の意思形成はどう図っていくのか。そういったことから何かヒントになるようなことがあれば、教えてほしい。

<都市計画課長>

大きな部分では、まちが無造作に低密度で広がっていくということを食い止めて、高密度の都市空間、まちの形成というのが一つある。周辺地域においては各自治会

を核にしてという部分と生活の形態には各地域で違いがあるかもしれないが、各自治会などの生活の中の中心的な情報をもっているところを中心にまとまっていくといった部分もイメージしている。拠点という部分が十分表現できていなかったことから、ご意見を踏まえ一部文言を修正するものである。

< 山本議員 >

意見番号 83 の名神高速道路について、「茨木亀岡線の市域内に残された未整備区域の解消に向けた要望に取り組んでいる。」という表現があるが、具体的にどうか。

< まちづくり推進部長 >

京都府が茨城亀岡線の小泉から東掛にかけて一部バイパスのルート化も含めて、道路拡幅改良に取り組んでいただいているが、トンネル化を行う区間については用地協力が得られずその部分だけが旧道のままになっている。

市としても新名神へのアクセス道路となる茨木亀岡線未整備区間の早期整備に向けての要望活動を今後も強力に進める。

< 菱田議員 >

茨木亀岡線の未整備区間の解消は 6 月議会でも質問した内容であるが、そこだけ開通しても 1 工区の仮設橋ができて複線化しなければ、完了したことにならない。市としても積極的に京都府にも要望していただきたい。

< まちづくり推進部長 >

今、仮設橋の工事を京都府が鋭意取り組んでいただいている。予定では 8 月中旬までには暫定の供用にこぎつけられる。歌留多工区については、従前からなんとか早く用地も含めて整理をしてもらいたいと京都府に要望している。京都府との協議については今後も続けていきたいと思っているので事業協力について支援をお願いする。

< 西村議員 >

一般の方からのご意見で、特に湯の花温泉、大規模スポーツ施設、公共交通などたくさん意見が寄せられているが、意見に対する市の回答が具体的でない。この回答で納得されるのか。納得されない場合には丁寧な説明をお願いする。また、特に大規模スポーツ施設のご意見はすべて否定してある。どうか。

< まちづくり推進部長 >

大規模スポーツ施設の設置運営は市が行うものではないと伝わっていないために寄せられた意見ではないかと思われる。市が新たに大規模スポーツ施設をつくるいとまがあるのなら、現施設をもっと充足すべきであるとの意見と解釈している。大規模スポーツ施設は亀岡市が施設をつくり、運営をしていくととらえられているが

そうではない。このことは今後、政策推進室を中心に趣旨を徹底していかななくてはならないと考えている。都市計画マスタープランとしては、大規模施設については、今のところこのような表現としたい。

<西村議員>

湯の花温泉については、整備促進をお願いします。大規模施設については、丁寧に説明していくべきである。

<堤議員>

若い世代、また、周辺部いわゆる調整区域、農村部からの意見が少ない。また、大規模スポーツ施設の誘致について、市長は「市は用地だけを準備すれば、後は京都府がやってくれて、亀岡市に負担がかからない。誘致をしてどう地域経済にプラスに働かせるのかは亀岡市の知恵だ。」と言われているが、インフラ整備も含めて他のことは京都府がやってくれるのか。市長は誘致したいがために言っているのではないかという意見をよく聞く。市民の声に応えるためにも、説得力のある中身を具体的に市民に示して、市民全員で誘致活動を進めていく方向にしなければならない。

<まちづくり推進部長>

都市計画マスタープランでは亀岡市全域をうたっているので、特にインフラ的な要素の要望が多いと考えている。パブリックコメントについて、仮定であるが、若い人は昼間市内におられない方が多いので行政の取り組みに対する関心のうすさはあるかもしれない。ただ、パブリックコメントを公開しようとしているのは都市計画マスタープランに対してどういう意見があり、市はどういう思いをしているのかを見てもらうことが都市計画マスタープランを見直す1つの要素であると考えている。只今のご意見は今後の課題として、市としてパブリックコメントを所管している部署にも伝えておく。大規模施設については、今のところ、京都府からの情報では施設は京都府が設置、運営をし、場所は市で準備をするということである。

<木曾議長>

本日はこの程度としたいが、どうか。

<全員了承・理事者退席>

<木曾議長>

次に議会報告会を議題とする。広報広聴委員長よろしく願いをする。

<菱田委員長>

議会報告会は8月21日に予定している。会場は、東別院、南つつじヶ丘、旭町の

3会場となる。時間は8時から9時の1時間を予定。3常任委員会が5分ずつ、公社特別委員会は4分、会場責任者は東別院町が石野議員、南つつじヶ丘が山本議員、旭町は明田副議長にお願いをしている。その他は従来と変わらない。

3会場に分かれて役割分担を決定願う。

<会場別に役割分担を協議>

<木曾議長>

議会だよりの中に、井上議員の問責決議が大きく掲載される。そのコメントが必要になってくる。各会場統一したコメントとするのか、統一せず各会場にまかせるのかどうか。

<馬場議員>

問責決議そのものが出るので、その内容を説明すればよい。

<木曾議長>

それぞれ会場に任せることとする。

○閉会

全員協議会終了 午後0時10分